

原子力事業者、県へ要望等を行うとともに、原子力防災の組織対策を強化

8月1日、原子力防災対策室を設置

高島市は、原子力発電所のある福井県に隣接し、美浜原子力発電所や大飯原子力発電所から約20kmの距離に位置しています。万一、原子力発電所に大きな事故があった場合には、多大な影響が及ぶと考えられます。そのような中で、市の原子力防災対策の強化を図るために、8月1日付で政策部に原子力防災対策室を設置しました。対策室では、防災監を中心として、専任職員1人、兼任職員1人の3人体制で、高島市の地域防災計画（原子力対策編）の見直しをはじめ、避難計画の作成、放射線量のモニタリング、資機材の充実、原子力事業者との安全協定の締結などについて専門的に取り組みます。



原子力事業者への緊急申し入れ

東日本大震災に伴う福島第一原発の事故を受け、国内最多15基の原子力施設がある福井県に隣接し、隣々接する4市（高島市、長浜市、米原市、彦根市）で、4月22日、関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社、日本原子力研究開発機構の3事業者に対し、安全対策の強化など8項目について、緊急の申し入れを行いました。

- ① 原子力施設のより一層の安全確保
- ② 監視体制の強化
- ③ 災害時の情報伝達の徹底
- ④ 情報提供と説明責任
- ⑤ 原子力災害対策に関する法律等の見直し
- ⑥ 情報の提供と連携の強化
- ⑦ 安全協定の締結に向けた検討
- ⑧ 自然エネルギー導入への積極的な取り組み

県への要望

また、7月14日には、知事に対し、原子力発電施設の安全対策に関する次の6項目について要望しました。

- ① 気象や地形を考慮した災害想定や避難区域の設定
- ② 監視体制の強化・充実
- ③ 既設モニタリングポストの速やかな再稼働と増設・モニタリングカーの常備と専門スタッフの配置
- ④ 市外への大量避難に対応する避難場所の県防災計画への明示
- ⑤ 避難の要となる国道161号・303号・367号の整備促進と湖上輸送手段の確保
- ⑥ 市への迅速な情報提供と県民に対する正確でわかりやすい情報の発信
- ⑦ 原子力事業者と隣接する本市との安全協定に向けての調整

防災資機材等の確保

放射線測定器材

空気中の放射線の測定および個人が浴びた積算放射線量を測定できる測定機材を市役所および各支所に配置します。

安定ヨウ素剤

放射性ヨウ素からの内部被ばくを予防するために、安定ヨウ素剤を各保健センターに備蓄しています。備蓄量は、被ばくの影響のある40歳以下の全市民の1回分です。

放射線測定の体制はどうなっているの？

○空気中の放射線

現在、県が持っている環境放射線モニタリング車によって測定しています。

通常はマキノ、今津地域の定点において定期的に測定しており、測定結果は県のホームページで公表されています。現在のマキノ、今津地域の放射線量は概ね1時間あたり0.04マイクロシーベルト程度で推移しています。

《モニタリング車の特徴》

- ① ワゴン型の車両で迅速に移動ができ、どこでも測定できます。
- ② 空中のγ(ガンマ)線、放射性ヨウ素などが測れます
- ③ 測定したデータは携帯回線を通じて伝送できます



○野菜や水などの汚染状況

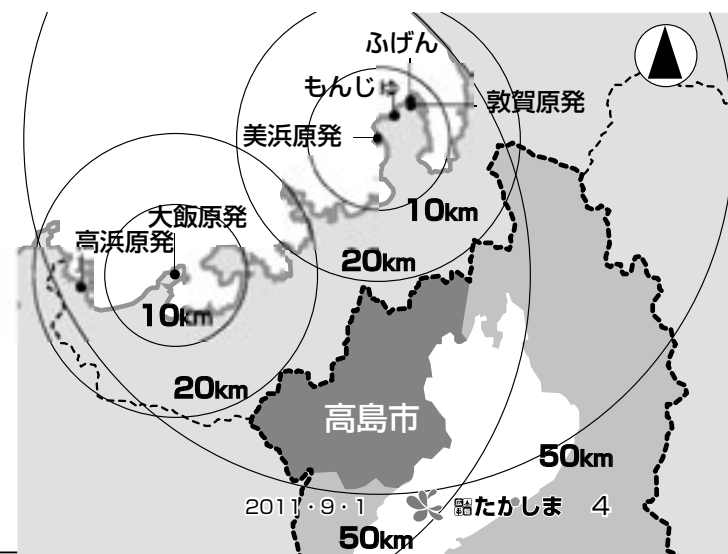
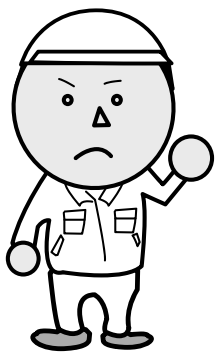
必要に応じ、県でサンプルを採取し、県衛生科学センターにおいて分析されます。この結果、摂取制限値以上の放射性物質が測定された場合は、飲食の制限や出荷の制限などの措置が講じられます。

これまで国の防災指針における「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」(EPZ)は10km圏内とされてきましたが、福島第一原発の事故を受け、国の基準の見直しが行われる予定です。しかし、その決定までには相当の時間を要することが予想されます。高島市は、福井県の原子力発電所から約20kmから50km圏内にあることから、当市の地域防災計画の見直しについては、国の基準見直しを待たず、県がシミュレーション中の放射線拡散想定を基に避難計画を具体化したいと考えています。

原子力防災対策室では、今後、原子力事業者や関係機関との連絡調整・情報収集、市民の皆さんへの情報提供などについても積極的に取り組んでまいります。

原子力防災対策室

☎(075)81133



▼高島市周辺の原発

事業所名	事業者名	原子炉数
敦賀 発電所	日本原子力発電株式会社	2
美浜 発電所	関西電力株式会社	3
大飯 発電所	関西電力株式会社	4
高浜 発電所	関西電力株式会社	4
もんじゅ	日本原子力研究開発機構	1
ふげん	日本原子力研究開発機構	(1)

※役割を終え、廃炉処置中